

役員等の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ひなの家（以下、「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）評議員とは、定款第5条に基づき置かれた者をいう。
- （3）報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- （4）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（理事会及び評議員会の出席報酬）

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 地方公共団体（県及び市町村）に勤務する者については、前項の規定は適用しないものとし、無報酬とする。

（理事及び評議員の報酬）

第4条 役員が理事会等の会議出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2による報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2による報酬を支払うことができる。

3 役員及び評議員が退任する時は、別表3により退任慰労金を支給することができる。

- 4 地方公共団体(県及び市町村)に勤務する者については、この規定は適用しないものとし、無報酬とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会等の会議出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合には、別表4により支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第6条 役員の報酬総額は、年間100万円以内とする。

2 この法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

3 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

4 評議員の報酬総額は、定款第8条に定める金額の範囲内とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、その都度、現金支給とする。

(費用弁償の支給)

第8条 役員及び評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合に負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、法人の出張旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(適用除外)

第9条 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者は、この規程は適用しないものとする。

(公表)

第10条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

平成29年4月1日施行の「役員等の報酬等に関する規程」は廃止する。

この規程は、平成30年6月23日(第43回定時評議員会の議決日)から施行する。

この規程は、令和2年6月20日(第45回定時評議員会の議決の日)から施行する。

別表1（理事会及び評議員会の出席報酬）

理事会及び評議員会出席の場合	日額(税抜)
理事	10,000円
監事	10,000円
評議員	10,000円

別表2（理事及び評議員の報酬）

理事会及び評議員会出席以外の場合	日額(税抜)
理事	10,000円
監事	10,000円
評議員	10,000円

別表3（退任慰労金）

在任期間	退任慰労金(税抜)
1年～4年	20,000円
5年～8年	40,000円
9年～12年	60,000円
13年～16年	80,000円
17年～20年	100,000円

別表4（監事の報酬）

理事会等の会議以外の監査業務	日額(税抜)
指導監査の立会	10,000円
業務監査	10,000円
決算監査(税理士等の資格を有する者)	50,000円
決算監査(税理士等の資格を有しない者)	20,000円

（別表1～4の金額は令和7年6月28日から適用）